

2019年 日本大学法学部法桜祭

模擬裁判

～フラダンス振付事件～

判決文

知的財産法藤田ゼミナール第5期生

令和元年11月4日判決言渡 同日原本領収
平成31年(ワ)第1288号 著作権侵害差止等請求事件
口頭弁論終結日 令和元年9月10日

裁判所書記官 牧野 梨花

判 決

原 告 牧 野 Laule'a 愛 里

上記訴訟代理人弁護士	田	口	雅	治
同	西	野	侑	利
同	長	谷 川	風	夏
同	古	内	勇	士
同	八	坂	未	唯
同	吉	田	果	央

被 告

株式会社マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパン
上記代表者代表取締役 道 明 寺 翼

上記訴訟代理人弁護士	井	手	創	太
同	河	野	聡	史
同	仙	石	隼	大
同	吳		哈	心
同	長	谷 川	泉	実

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 原告が別紙振付目録記載の本件振付について、著作者人格権（氏名表示権）を有することの確認。
- 2 被告会社の運営するフラダンス各教室での別紙振付目録記載の本件各振付上演の差し止め。
- 3 被告会社の開催するワークショップ、ハワイアン・フラのイベント等での別紙振付目録記載の本件各振付上演の差し止め。
- 4 原告が提供した原告のフラダンス映像や原告のフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーション・ビデオを削除。
- 5 日本経済新聞社発行の「日本経済新聞」全国版朝刊に、別紙謝罪広告目録記載1の謝罪広告文を同目録2の掲載条件により1回掲載。
- 6 (株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンは、原告に対し、著作物を侵害したとして不法行為に基づき、金500万円を損害賠償金として支払。
- 7 訴訟費用は被告の負担。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、自身のフラ・スタジオ「Me Ke Aloha (メケ アロハ)」を設立し、日本でフラ普及・芸能活動をおこなうフラダンサーである原告が、判決別紙「振付目録」記載の振付（以下「本件振付」という。）について、自らが本件振付の著作者であるにもかかわらず、〔1〕被告(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンが、原告とフラ指導・顧問契約である「クムフラ」契約が解消されたにもかかわらず、勝手に無断で被告会社が運営する全国7都市・28か所のフラダンスの各教室で踊り続けられていること、ワークショップやハワイアン・フラのイベント会場などでも上演され続けていることや、〔2〕原告が、被告会社の先代の社長に頼まれ、提供した原告のフラダンス映像や原告が経営するフラ・スタジオ「Me Ke Aloha」のダンス映像が無断で、新社長が就いた被告会社の現在のプロモーション・ビデオ(PV)として使われており、またホームページ上でも公開されたことが、それぞれの原告の有する著作者人格権（氏名表示権）著作権を侵害したと主張して、被告に対し、上記の各請求を行う事案である。

2 争点

- (1) 本件振付の「著作物」（2条1項1号）性の有無（争点1）
- (2) 被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無（争点2）
（本件各振付の著作権の譲渡又は永久利用許諾の有無）
- (3) フラダンス映像（映画の著作物）の利用に関する許諾の有無（争点3）
- (4) 「引用」（32条）の抗弁の成否

3 当事者の主張

(1) 争点1・本件振付の「著作物」(2条1項1号)性の有無

【原告の主張の要旨】

ア ハワイの民族舞踊であるフラには、「古典フラ」と「現代フラ」があり、原告が作って教えているのは「現代フラ」と言われるもので、19世紀以降にハワイアン・ミュージックと共に発展し、クムフラが自ら楽曲に振付をして、自分の教室の生徒に教えている。本件振付は、原告がフラ修行でハワイ滞在中、2013年(平成25年)にフラの師匠からハワイアンネーム「Laule'a (ロウレア)」を与えられた後、自ら創作したフラダンスの振付である。曲の「Pearly Shells」(真珠貝の唄)は有名なハワイアン・フラの名曲であり、本場でも多くのダンサーによって様々な振付で踊られている。フラダンスの振付は、「歌詞解釈」と、手の振りである「ハンドモーション」と、両足の「ステップ」から構成されており、このうち「ハンドモーション」については、昔から特定の言葉に対応する動作が概ね決まっており、この決まった動作を歌詞に合わせて繋げていくことで、世間でよく見かけるスタンダードな振付となる。しかし、本件振付は、原告なりの独自の解釈と表現で作り上げたものであり、世間でよく見かけるスタンダードな「Pearly Shells」の振付とは大きく異なっている。

イ 例えば、判決別紙「振付目録」の6項の5 When I see them (真珠貝を見ていると)のハンドモーション、7項の6 my heart tells me that I love you (私の心はあなたを愛していると言っている)のハンドモーションとステップ、11項の9 I've got a kiss for you (あなたに口づけした)のハンドモーション、12項の10 and I've got more left over (私は残しておく)のハンドモーションとステップ、13項の11 for each star that twinkles in the blue (夜空に輝くひとつひとつの星のために)のハンドモーションとステップなどは、原告の独特の振付・動作となっており、十分に他の振付にはないオリジナルのダンスとなっている。

【被告の主張の要旨】

ア フラダンスの振付は、手の振りである「ハンドモーション」と、両足の「ステップ」からなり、「ハンドモーション」は、特定の言葉に対応する動作が概ね決まっているとはいえ、決して1つしかないわけではなく、世間でよく見かける振りがいくつもあるのが通常である。特に「現代フラ」の世界はその傾向が強く、伝統的な「古典フラ」と違って、1つの言葉について複数のスタンダードな振りがある。本件振付は、そんな中の組み合わせに過ぎず、特に原告固有の作品として著作権で守られているものとはいえない。

(2) 争点2・被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無

(本件各振付の著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無)

【原告の主張の要旨】

ア 原告は、2015年（平成27年）4月に、被告会社の「クムフラ」に就任し、その時に被告と「フラダンス指導等業務委託契約書」を交わした。契約条項の文面は「クムフラ」の「基本契約書」であるが、実態は、原告が提供するフラダンス振付のライセンス料（利用許諾料）といった趣旨であり、被告の「クムフラ」に就任中は、提供するフラダンス振付が被告の全国28か所の教室で生徒達に教えられること、また様々なフラ・イベントや「ワークショップ」などで上演されることについて、特に上演回数も、教える生徒数も上限を決めずに、一括して提供していた。「フラダンス指導等業務委託契約書」で交わした定額制で月額10万円は、原告のフラダンス振付の包括的なライセンス料（使用許諾料）であった。

イ 2018年（平成30年）8月、原告は被告会社に対し、「クムフラ」関係の解消、「フラダンス指導業務委託契約書」の解約を申し入れた。この申し入れの際に、原告のフラダンス振付のライセンスも終了するため、原告は、被告に対して、今後一切、被告が全国7都市・28か所に展開しているフラダンス教室で教えないこと、「ホイケ」や「ワークショップ」、各種フラ・イベントなどで上演しないこと、原告のフラ映像なども使用しないことを通知した。それに対して、被告からも、同年9月、契約関係解消を承諾する回答が書面で来たので、原告が提供していたフラダンス振付やフラ映像は、被告は一切使えなくなったはずである。

ウ しかし、今年に入ってから、本件の原告の振付が、被告会社の各教室で生徒たちに教えているほか、「ホイケ」や「ワークショップ」、各種フラ・イベントなどでも頻繁に上演されていることが明らかになった。これは原告の振付に対する権利侵害である。

【被告の主張の要旨】

ア 原告との業務委託契約は、振付の提供だけでなく、教室の生徒の指導や、発表会、フラ・イベントの企画・開催の監修、アドバイスなども担当していたので、それを含めた会社の業務全般にわたる被告会社との顧問契約のようなものであり、月額10万という定額制の委託料のうち、振付のライセンス料があるとしたら、せいぜい2万円程度である。

イ 2018年（平成30年）8月に被告会社と原告の契約関係は終わったが、原告の「訴状」を受け取るまで確かに、被告は、本件振付を各教室で教えたり、発表会、「ワークショップ」や各種フラ・イベントなどで上演はしていたが、本件振付はありふれた振りの組み合わせに過ぎず、原告固有の作品として法律で守られていると言えず、権利侵害は起きてない。

ウ 仮に原告固有の作品として著作権で保護されているとしても、原告との「フ

ラダンス指導業務委託契約書」には、提供される振付の権利の所在、帰属やライセンス（許諾）の期間などは何も触れられていない。もし明確に許諾料を取るのならば、上演場所や上演目的、回数の上限を設けるのが普通である。契約上、提供された振付は各教室やイベントでいつでも何回でも使えるように、当社に権利の譲渡もしくは永久の使用許諾があったものと認識している。

(3) 争点3・フラダンス映像（映画の著作物）の利用に関する許諾の有無

【原告の主張の要旨】

ア 原告フラダンス映像である「Me Ke Aloha（メケ アロハ）」は、フラ・スタジオのホイケ（発表会）に撮影した映像で、原告も生徒達と一緒に踊っている映像である。今からちょうど3年前の2016年（平成28年）に、被告会社の亡くなった先代の社長に提供した映像であり、契約解消の際に、今後一切、原告の振付は上演しない、教室でも教えない、映像も使わないことを申し入れたのにも関わらず、被告のプロモーション・ビデオ（PV）にこの映像を使い、各種イベントでもPVを上映し、また、会社のホームページ上にもアップして公開している。これは明らかに権利侵害である。

【被告の主張の要旨】

ア 今から3年前の2016年（平成28年）頃に、被告会社の先代の社長と原告との間で提供された映像であり、何も契約書や承諾書などの書類が残っておらず、特に何の条件もなく、原告から提供された映像である。したがって、このフラ映像についても、当社に権利の譲渡もしくは永久の使用許諾があったものと認識している。

(4) 争点4・「引用」（32条）の抗弁の成否

【原告の主張の要旨】

ア 被告会社の映像利用の仕方は、①公正な慣行に合致していない、②目的上正当な範囲内にもない、著作権法上の「引用」は成立しない。

【被告の主張の要旨】

ア 被告会社がプロモーション・ビデオ（PV）で、使用したのは、提供されたフラ映像全体の3分50秒の中の25秒である。当社のプロモーション・ビデオ（PV）は全体で15分ほどのわずか25秒間流れるに過ぎない。さらにPVのエンドの部分で、「資料提供 Hula Studio メケ アロハ」という表示もしている。したがって、被告の映像制作についても通常の業界慣行に従っており、このような利用の仕方であれば、映像の権利侵害とはならない。

イ 本社PVの中で使用したフラ映像の25秒は、何も特別な加工をすることもなく、会社概要などのメイン・コンテンツとははっきり別々になっている。全体を占める割合から言っても会社のPRのPVを飾る付録映像のようなものであり、このような付属的な映像使用方法は、権利侵害とはならない。

第3 当裁判所の判断

1 当事者間に争いのない事実、証拠資料及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が一応認められる。

ア 当事者

原告は、ハワイのオアフ島でフラの修行を終えた後、日本で、フラダンス普及活動・芸能活動を進めるかたわら、(株)マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンの「クムフラ」に2015年に就任した経歴を持つ。(甲第1号証)

被告、マハロ・インターナショナルハワイアン・ジャパンは、昭和60年に設立された、主にフラダンス教室の運営事業を行っており、全国7都市・28か所のフラダンス教室を展開、そのほか、フラのイベント企画・開催事業、アクセサリ、フラ関連用品、健康食品などの物販事業を行う株式会社である。(乙第1号証)。

イ 本件フラダンスの振付について

別紙「振付目録」記載の本件各振付(以下本件振付という)はハンドモーショントステップから構成されている。本件で問題となっているのは、ハワイの民族舞踊であるフラの中でも特に「現代フラ」と呼ばれるもので19世紀以降に発展し、自ら楽曲に振付をしたものである。

曲の「Pearly Shells」(真珠貝の唄)は有名なハワイアン・フラの名曲であり、本場でも多くのダンサーによって様々な振付で踊られている。

原告は、本件振付は、独自の解釈と表現で作上げたものであり、スタンダードな「Pearly Shells」の振付とは大きく異なった振付であると主張している。本件振付について、著作物性の有無が問われている。

ウ 原告と被告会社の関係

原告は、ハワイから日本に帰国した2015年(平成27年)に、被告会社の当時の社長であった道明寺忠(どうみょうじ ただし)から、フラダンスの「顧問」として、教室の生徒の指導やイベント開催のアドバイザーとしてのオファーを受け、被告と原告は、2015年(平成27年)4月、「フラダンス指導等業務委託契約」を結ぶ。その契約内容は、被告が全国7都市・28か所に展開しているフラダンス教室で教えるフラダンス振付の提供や、発表会や「ワークショップ」での生徒の指導、同社のフラ・イベントの企画・開催の監修、アドバイスなどであり、コンサルティング料として、月額10万円と定額制となっていた。2年半後の2017年(平成29年)11月、被告会社の先代の社長である道明寺忠が急死し、翌年2018年(平成30年)1月に、息子である道明寺翼(どうみょうじ つばさ)が被告会社の現在の代表取締役社長となってから、原告と被告との関係は、急速に険悪となり、2018年(平成30年)8月、原告は、被告に対し、「クムフラ」関係の解消と、「業務委託契約」の解約を申し入れ、これを被告も承諾し、同年の

9月、両者の契約関係は終了した。

エ 本件フラ映像引用行為等

本件の原告の振付は契約解消後も尚、被告会社の各教室が依然として使用しているほかに、各種フラのイベントなどでも上演されている。さらに、フラダンス映像の「Me Ke Aloha (メケ アロハ)」が、無断で被告の現在のプロモーション・ビデオ (PV) として、各種イベント、会社のホームページ上でも公開し、使用されていた。

2 争点1・本件振付の「著作物性」(2条1項1号)性の有無

(1) フラダンスの著作物性について

ア 著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」(同法2条1項1号)と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創作性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということはできない。著作権10条1項3号は「舞踊又は無言劇の著作物」を著作物の例示として挙げており、これは人の身体の動作の型を振付として表現するものである。そして、これについては、それを公衆に直接見せることを目的として上演する権利(上演権)が著作権の支分権として定められている(同法22条)

イ ハワイの民族舞踊であるフラには、「古典フラ」と「現代フラ」があり、古典フラが、大昔からハワイの人の歴史の中でそれぞれの流派に大切に守られ受け継がれてきた詠唱(オリ)と踊り(フラ)から成るのに対し、現代フラは、19世紀以降にハワイアン・ミュージックと共に発展し、師匠であるクムフラが自ら楽曲に振付をして、自分の教室の生徒に教えている。

そして、ハワイの民族舞踊であるフラダンスの特殊性は、楽曲の意味をハンドモーション等を用いて表現することであり、フラダンスの入門書においても、フラは歌詞をボディランゲージで表現するとか、ハンドモーションで歌詞の意味を表現し、ステップでリズムをとりながら流れを作るとというのがフラの基本であるとされている。すなわち、フラダンスの振付は、ハンドモーションとステップから構成されるところ、このうちハンドモーションについては、特定の言葉に対応する動作(一つとは限らない)が決まっており、このことから、入門書では、フラでは手の動きには一つ一つの意味があるとか、ハンドモーションはいわば手話のような

もので、手を中心に上半身を使って、歌詞の意味を表現するとされている。他方、ステップについては、典型的なものが存在しており、入門書では、覚えたら自由に組み合わせて自分のスタイルを作ることができるとされている。

ウ これらのフラダンスの特徴からすると、特定の楽曲の振付において、各歌詞に対応する箇所、当該歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎない場合には、既定のハンドモーションを歌詞に合わせて当てはめたにすぎないから、その箇所の振付を作者の個性の表れと認めることはできない。

また、フラダンスのハンドモーションが歌詞を表現するものであることからすると、ある歌詞部分の振付について、既定のハンドモーションどおりの動作がとられていない場合や、決まったハンドモーションがない場合であっても、同じ楽曲又は他の楽曲での同様の歌詞部分について他の振付でとられている動作と同じものである場合には、同様の歌詞の表現として同様の振付がされた例が他にあるのであるから、当該歌詞の表現として同様の動作をとることについて、作者の独創性が表れていると認めることは出来ない。

さらに、ある歌詞部分の振付が、既定のハンドモーションや他の類例と差異があるものであっても、それらとの差異が動作の細やかな部分や目立たない部分での差異にすぎない場合には、観衆から見た踊りの印象への影響が小さい上、他の振付との境界も明確ではないから、そのような差異をもって作者の個性の表れと認めることは相当ではない。また、既定のハンドモーションや他の類例との差異が、例えば動作を行うのが片手か両手かとか、左右いずれの手で行うかなど、ありふれた変更にすぎない場合にも、それを作者の独創性と認めることができない。

エ 以上のハンドモーションに対し、ステップについては、上記のとおり典型的なものが存在しており、入門書でも、覚えたら自由に組み合わせて自分のスタイルを作ることができるとされており、これによって歌詞を表現するものでもないから、曲想や舞踊的效果を考慮して適宜選択して組み合わせるものと考えられ、その選択の幅もさして広いものではない。そうすると、ステップについては、基本的にありふれた選択と組み合わせにすぎないというべきであり、そこに作者の独創性が表れていると認めることはできない。

オ 特定の歌詞部分の振付の動作に作者の独創性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度にすぎず、そのような一瞬の動作のみで舞踊が成立するものではないから、特定の歌詞部分の振付の動作に個別に舞踊の著作物性を認めることはできない。このような短い身体の動き自体に著作物性を認め、特定の者にその独占を認めることは、本来自由であるべき人の身体の動きを過度に制約することになりかねず、妥当ではない。しかし、楽曲の振付としてのフラダンスは、作者の独創性が表れている部分やそうとは認められない部分があわさった一連の流れとして成立するものである。このような特定の言葉に対応す

る動作(一つとは限らない)が決まっているハンドモーションと典型的なものが存在しているステップを組み合わせたフラダンスの振付が著作物に該当するためには、それが単なる既存のハンドモーションやステップの組み合わせにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要であると解するのが相当である。なぜなら、振付についての独創性を緩和し、組み合わせに何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると、わずかな差異を有するにすぎない無数の振付について著作権が成立し、特定の者の独占が許されることになる結果、振付の自由度が過度に制約されることになりかねないからである。このことは、既存のハンドモーションやステップの組み合わせに加えて、アレンジを加えたハンドモーションやステップ、既存のハンドモーションやステップにはない新たなハンドモーションやステップを組み合わせた場合であっても同様であるというべきである。

カ 以上の考え方の下に、本件振付について個別に検討する。

(2)本件振付について

ア 本件振付(楽曲:Pearly Shells)

符号1 'Pearly shells' (真珠貝)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両手を地面に水平に前に出して、右手を上、左手を下にして、2枚貝の形状にふんわりと重ねる。②次に、左手を上、右手を下にと左右をチェンジして、2枚貝の形状を作るという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、歌詞の Pearly shells (真珠貝) を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、作者の独創性の表れと認めることができない。

符号2 'from the ocean' (大海原から)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面に平行にして右向きに波を打たせる。②次に、同じポジションで方向をチェンジして、左向きに波を打たせるという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、同じ楽曲の該当する歌詞と、同様の振付がされた例があり、とられている動作は同じであるため、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号3 'shinning the sun' (太陽に輝く)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を左右から上へと、ゆっくりと丸く円を描くように頭上を掲げ、丸みを保ちながら、手のひらを上へ向けるという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、当該歌詞の sun (太陽) を丸く円を描くことから、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎず、作者の独創性が表れているとは認めることが出来ない。

符号4 'covering the shore' (海辺を覆う)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面と平行にして左から

右へ水平に動かす。②次に、同じポジションで右から左へ動かすという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、同じ楽曲の該当する歌詞と、同様の振付がされた例があり、とられている動作は同じであるため、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号5 'When I see them' (真珠貝を見ていると)

本件の振付では、①左手を敬礼するように目の横にあて、右手を左側に伸ばし、左から右へ動かす。②次に、右手を敬礼するように目の横にあて、左手を右側に伸ばし、右から左へ動かすという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告側によると、通常の振付だと歌詞から、浜辺に落ちている真珠貝を見ているため、足下をじっと見て指したりする振りがスタンダードであり、原告が振り付けた、手を敬礼するように目の横に当てて、望遠鏡のように180度、遠くを眺めるような動作はしないと主張しているが、同じ楽曲の該当する歌詞には、同様の振付がされた例があり、ありふれた振付であるといえる。したがって、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号6 'my heart tells me that I love you' (私の心はあなたを愛していると言っている)

本件の振付では、①両手を横にふんわりと広げ、右足を前に踏み出す。②次に、両手を前にふんわりと出し、左足を前に出す。③次に、両手を胸の前で交差させ、右足を前に出す。④次に、両手を胸の前で交差させ、左足を前に出すという4つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告側によると、通常の振付だと歌詞から、あなたを愛しているという意味であるため、片手を胸に当てて目をつぶり、相手の前にひざまづくような動作がスタンダードであり、原告が振り付けた、足を左右、交互に前に踏み出しながら、両手を胸の前で交差させている動作は、オリジナル動作であると主張しているが、まずステップについては、上記の通り基本的に作者の独創性が認められず、ハンドモーションにおいても極めて単純なふりであり、作者の独創性が表れているとは認めることができない。

符号7 'more than all the little pearly shells' (それらのすべてのものよりも小さなたくさんの真珠貝)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両手を地面に水平に前に出して、右手を上、左手を下にして、2枚貝の形状にふんわりと重ねる。②次に、腰を左右に振りながら、左手を上、右手を下にと左右をチェンジして、2枚貝の形状を作るという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、符号1の振付と同様に、歌詞のPearly shells (真珠貝)を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、作者の独創性の表れと認めることができない。

符号8' For every grain of sand upon the beach' (たくさんの砂の粒が砂浜の上に)

本件の振付では、①正面を向いてまっすぐ立ち、両腕を地面と平行にして左から右へ水平に動かす。②次に、同じポジションで右から左へ動かすという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、符号4の振付と同様に、同じ楽曲の該当する歌詞と、同様の振付がされた例があり、とられている動作は同じであるため、作者の個性が表れているとは認めることができない。

符号9' I' ve got a kiss for you' (あなたに口づけした)

本件の振付では、①右を向き、右足を前に出し、右手の人差し指を唇の前に持ってくる。左手は腰に当てる。②次に、同じポジションのまま身体を前かがみにして、右手を広げ、顎に添え、息を吹きかけるという2つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告側は、キスの動作について、このように人差し指を唇に当てて、それから前かがみになって、キスを息で遠くへ吹き飛ばす、という動作はスタンダードな振り付けにはないと主張しているが、同じ楽曲の該当する歌詞と、当該歌詞の口の前に指を持ってくる動作は、kiss (口づけ) を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、ありふれた振付であり、作者の独創性の表れと認めることができない。

符号10' and I' ve got more left over' (私は残しておく)

本件の振付では、①右手を左肩に当てる。②次に、スライドさせ、右手を右肩に当てる。③次に、右手を右肩に当てる。④次に、スライドさせ、右手を左肩に当てるという4つのパートからなる動作をしている。この振付については、スライドさせ手を肩に当てるという動作を繰り返しているが、ハンドモーション自体の動きが単純なものであることを考慮すると、独創性が認められるほどの顕著な特徴があるとはいえない。

符号11' for each star that twinkles in the blue (夜空に輝くひとつひとつの星のために)

本件の振付では、①右腕を上、左腕を下にして広げ、両手を開いたり閉じたりする。上下に2往復させる。あげている腕と同じ足から足踏みをするという1つのパートからなる動作をしている。この振付については、原告は、よくある振付は、空に両手を高く差し伸べて仰ぎ見るが、原告の振付は、手のひらを星の輝きのように開いたり閉じたりしながら、上へ下へと2往復させるのがとても個性的だと主張しているが、しかし同じ楽曲の該当する歌詞と、当該歌詞の両手を開いたり閉じたりする動作は、for the each star (ひとつひとつの星のために) を表現しており、歌詞から想定されるハンドモーションがとられているにすぎないため、作者の独創性の表れと認めることができない。

イ 以上のとおり、符号1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, ないし11

の本件振付に著作物性は認められない。

ウ また、いずれにも、著作物が認められないことは、上記のイのとおりである。そして、これらの本件振付自体に、原告が主張するオリジナルがあるとは認められず、著作物性のないこれらの振付の組み合わせによって独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難である。よって、原告の楽曲において本件一連の流れの振付は、組み合わせについても、著作権の主張は認められない。

3 争点2・被告による本件各振付に係る著作権侵害行為の有無

(本件各振付の著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無)

ア 上記のとおり、原告の本件振付は顕著な特徴を有する独創性を備えている著作物であるとはいえないから、これに著作物性を認めることはできない。

イ よって著作権法22条(上演権)は適用されず、公衆送信する場合も承諾を得る必要がない。

ウ 以上によれば、被告は本件各振付の侵害行為を行っておらず、被告会社が行った教室での上演やプロモーションビデオ(PV)への引用は著作権侵害行為に当たらない。

4 争点3・フラダンス映像(映画の著作物)の利用に関する許諾の有無

ア 原告が制作した本件各振付が上演されたフラダンス映像の利用許諾に関しては、原告が被告会社とのコンサルティング契約において、原告がクムフラに就任している間という期間が設けられていた。

また、利用許諾契約は、契約当事者に対してのみに著作物の利用を認めるものであり、利用者が第三者の利用について了解を与えることまでは認めていない。

しかし、被告は、契約当事者である先代の社長から権利を会社の権利と同時に相続したものと解され、被告には、永久使用権があると認識しうる要因があったと解するべきである。

イ 以上によれば、原告が提供したフラ映像は、原告から永久の使用許諾があったものと解され、被告が本件映像に係る著作権侵害をしたということとはできない。

5 争点4・「引用」(32条)の抗弁の成否

ア 著作権法32条1項は、「公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」と規定しており、ここで単に「利用することができる。」ではなく、「引用して利用することができる。」と規定していることからすれば、著作物の利用行為が「引用」との語義から著しく外れるような態様でされている場合、例えば、利用する側の表現と利用される側の著作物とが渾然一体となって全く区別されず、それぞれ別の者により表現されたことを認識し得ないような場合などには、著作

権法 3 2 条 1 項の適用を受けないと解される。また、当該利用行為が「公正な慣行」に合致し、また「引用の目的上正当な範囲内」で行われたことについては、著作権法 3 2 条 1 項の適用を主張するものが立証責任を負担すると解されるが、その判断に際しては、他人の著作物を利用する側の利用の目的のほか、その方法や態様、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無や程度などを総合的に考慮するべきである。「出所の明示」としては、著作権 4 8 条は、「次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」と規定している。

ウ 以上の考え方の下、本件フラダンス映像については、被告会社の PV を見てみると、全体の 1 5 分のうちフラダンス映像の部分は、2 5 秒であり、かつ、その 2 5 秒には何も特別な加工をすることなく挿入し、「会社概要」などのメイン・コンテンツとははっきり区別されているのが分かり、被告がフラダンス映像を利用することで、原告に影響があったとは認めるほどの権利侵害は行われておらず、また「出所の明示」については、「フラスタジオ ミケアロハ」で、原告のフラダンス映像であると認識できるため、合理的であると認めることができる。

エ したがって、著作権の行使に対する引用（著作権法 3 2 条 1 項）の抗弁が成立するため、フラ映像の権利侵害を起こしたとは言えない。

5 結語

以上によれば、原告は、「本件振付」の著作者ではない以上、著作権及び著作者人格権を有しない。さらに原告の本件振付の上演、また原告が提供したフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーションビデオ（PV）も著作権、著作者人格権を侵害しているとはいえないから、原告の請求は認められない。

よって、主文のとおり判決する。

令和元年 1 1 月 4 日

日本大学三崎町地方裁判所民事第 88 部

裁判長裁判官 嶋 田 美 帆 子

裁判官 梶 原 瑠 星

裁判官 金 子 好 樹

＜判決文要旨＞

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

理 由

・本件の争点

- (1) 本件振付の「著作物」(2条1項1号)性の有無(争点1)
- (2) 被告による本件振付に係る著作権侵害行為の有無(争点2)
(本件各振付の著作権の譲渡又は永久使用許諾の有無)
- (3) フラダンス映像(映画の著作物)の利用に関する許諾の有無(争点3)
- (4) 「引用」(32条)の抗弁の成否

・当裁判所の判断

1. 争点1について

著作権法は、著作物の対象である著作物の意義について、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」と定義しており、当該作品等に思想又は感情が創作的に表現されている場合には、当該作品等は著作物に該当するものとして同法による保護の対象となる一方、思想、感情若しくはアイデアなど表現それ自体ではないもの又は表現上の創造性がないものについては、著作物に該当せず、同法による保護の対象とはならないものと解される。

また、当該作品等が創作的に表現されたものであるというためには、作成者の何らかの個性が表現として表れていることを要し、表現が平凡かつありふれたものである場合には、作成者の個性が表現されたものとはいえず、創作的な表現ということとはできない。著作権法10条1項3号は、「舞踊又は無言劇の著作物」を著作物の例示として挙げており、これは、人の身体の動作の型を振付として表現するものであり、これについては、それを公衆に見せることを目的として上演する権利(上演権)が著作権の支分権として定められている(同法22条)

ハワイの民族舞踊であるフラダンスの特殊性は、楽曲の意味をハンドモーション等を用いて表現することであり、ステップでリズムをとりながら流れを作るというのがフラの基本である。仮に、特定の歌詞部分の振付動作に作者の個性が表れているとしても、それらの歌詞部分の長さは長くても数秒間程度にすぎず、そのよう

な一瞬の動作のみで舞踊が成立するものではないため、特定の歌詞部分の振付の動作に、個別に舞踊の著作物性を認めることはできない。このような短い身体の動き自体に著作物性を認め、特定の者にその独占を認めることは、本来自由であるべき人の身体の動きを過度に制約することになりかねず、妥当ではないと解されるからである。

このような特定の言葉に対応する動作（一つとは限らない）が決まっているハンドモーションと典型的なものが存在しているステップを組み合わせたフラダンスの振付が著作物に該当するためには、それが単なる既存のハンドモーションやステップの組み合わせた一連の流れにとどまらない顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要である。

なぜなら、振付についての独創性を緩和し、「組み合わせ」に何らかの特徴があれば著作物性が認められるとすると、わずかな差異を有するにすぎない無数の振付について著作権が成立し、特定の者の独占が許されることになる結果、振付の自由度が過度に制約されることになりかねないからである。また、侵害対象とされたひとまとまりの上演内容に、作者の個性が認められる特定の歌詞対応部分の振付けの動作が含まれることが必要なことは当然であるが、それだけでは足りず、作者の個性が表れているとはいえない部分も含めて、当該フラダンスの一連の流れの動作たる舞踊としての顕著な特徴が感得されることを要すると解するのが相当である。

以上の考え方の下に、本件振付について個別に検討すると、振付目録記載の本件振付符号1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10ないし、11の本件振付にはいずれも著作物性は認められない。また、これらの本件振付自体に、原告が主張するオリジナルがあるとは認められず、著作物性のないこれらの振付の組み合わせによって独創性が認められるほどの顕著な特徴を有することになるということも困難である。

よって、本件で用いられる楽曲において、本件一連の流れの振付は、組み合わせについても、著作権の主張は認められない。

2. 争点2について

上記のとおり、原告の本件振付は顕著な特徴を有する独創性を備えている著作物であるとはいえず、これに著作物性を認めることは出来ない。したがって、著作権法22条（上演権）は適用されず、公衆送信する場合も、承諾を得る必要がないため、被告は本件各振付の侵害行為を行っておらず、被告会社が行った教室での上演やプロモーションビデオ（PV）への引用は著作権侵害行為に当たらない。

3. 争点3について

原告が制作した本件各振付が上演された、本件フラダンス映像は、本件各振付自体とは異なり、著作権法第10条1項7号の「映画の著作物」に当たり、映画の著作物

の製作に発意と責任を有する2条1項の「映画製作者」は原告であることが認められる。そして、その利用許諾については、契約当事者に対してのみ著作物の利用を認めるものであり、利用者が第三者の利用について了解を与えることまでは当然には認めてはいない。これを本件について見るに、本件「業務委託契約書」記載の契約条件としては、その利用方法について何らの条件を明らかにしていないものの、原告は本件業務委託契約の解約申し入れの際、今後、フラ映像等は使用しないこと、もしくは現存するものは破棄することを明確に要請しており、その後も使用を継続することは、「映画の著作物」である本件フラダンス映像の著作権侵害に当たる。

4. 争点4について

本件フラダンス映像の著作権侵害が成立するととしても、著作権法32条1項は「公表された著作物は、引用して利用することが出来る。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。」と規定しており、当該利用行為が「公正な慣行」に合致し、また「引用の目的上正当な範囲内」で行われたことについては、著作権法32条1項の適用を主張するものが立証責任を負担すると解されるが、その判断に際しては、他人の著作物を利用する側の利用の目的、引用の方法が、引用する側と引用される側が明瞭に区別されているか否か、引用する側が主、引用される側が従たる態様といえるか否かといった点のみにとどまらず、利用される著作物の種類や性質、当該著作物の著作権者に及ぼす影響の有無や程度などを総合的に考慮すべきである。

また、「出所の明示」としては、著作権48条は、「次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製利用の態様に応じ、合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。」と規定している。この「出所の明示」の有無は、上記引用の成立要件である「公正な慣行」に合致しているかどうかの合理的な考慮要素となりうる。

以上を前提に本件を見るに、本件プロモーションビデオの利用態様は本件フラ映像を1つの構成要素として明瞭に他と区別しているほか、引用する側のプロモーションビデオが主、引用されるフラ映像側が従たる関係にあると認められる。また、本件プロモーションビデオの終わりに表示される「資料提供 ミケアロハ」なる表示は、個人営業である原告のフラ・スタジオの名称であって、本件フラダンス映像は原告のフラダンス映像と認識できるため、合理的である。

したがって、原告の著作権の行使に対する著作権法第32条の「引用」が成立するため、フラダンス映像の権利侵害を起こしたとはいえない。

5. 以上によれば、原告は、「本件振付」の著作者ではない以上、著作権及び著作者

人格権を有しない。さらに原告の本件振付の上演，また原告が提供したフラ・スタジオのダンス映像を使用したプロモーションビデオ（PV）も著作権，著作者人格権を侵害しているとはいえないから，原告の請求は認められない。

よって、主文のとおり判決する。

令和元年11月4日

日本大学 神田三崎町地方裁判所民事第88部

裁判長裁判官 嶋 田 美 帆 子

裁判官 梶 原 瑠 星

裁判官 金 子 好 樹